

ここから未来が動き出す。

## 出展のご案内

# JIMTOF 2016

第28回 日本国際工作機械見本市  
The 28th JAPAN INTERNATIONAL MACHINE TOOL FAIR

2016年11月17日(木) → 11月22日(火)

会場：東京ビッグサイト(東京国際展示場)

主催：一般社団法人日本工作機械工業会 / 株式会社東京ビッグサイト

November 17(Thu.) - November 22(Tue.), 2016

Venue : Tokyo Big Sight(Tokyo International Exhibition Center)

Organizers : Japan Machine Tool Builders' Association / Tokyo Big Sight Inc.

[www.jimtof.org](http://www.jimtof.org)

# JIMTOF 2016

JAPAN INTERNATIONAL MACHINE TOOL FAIR

## 世界のモノづくりを 日本から動かす。

JIMTOFには、国内外のトップメーカーが集い、競い合うように新製品や新技術を発表しています。これは各社が長年にわたり培った技術を発信する場として、JIMTOFを位置づけているからと言えます。そして、来場する世界中のユーザー・バイヤーからは最新鋭・高性能の工作機械や周辺機器が最も早く発表される見本市として、常に高い評価をいただいています。

グローバルなビジネスチャンスをつかむ絶好の舞台、JIMTOF。工作機械業界における日本と海外とのつながりを生みながら、ここから未来が動き出します。

## JIMTOF とは

### 世界で最も早く最先端の技術を見せる見本市

多くの出展者がJIMTOFに合わせて新製品の開発を行うなど、最先端技術がいち早く発表される場として、世界各国の業界関係者より高く評価されています。



### 質・量ともに世界レベル! 幅広い来場者層

景況に左右されることなく、近年のJIMTOFは継続的に10万人以上の来場者をお迎えしており、高く安定した集客力には定評があります。



### 充実した併催企画・高度な情報交換の場

業界最先端の技術者会議から業界トップが経営戦略を語る講演会・セミナーなどJIMTOFは専門性の高い情報が飛び交う併催企画も充実しています。

## 会場拡大に伴い過去最大規模での開催!



※写真はイメージです。

概要 ■ 名称: 東新展示棟 ■ 面積: 約16,000㎡

東京ビッグサイトは、東新展示棟の建設を予定しています。

JIMTOF2016では、この東新展示棟を、海外出展者を中心とした展示会場として利用します。

また、会場の一部を食事・休憩スペースや海外出展者・来場者向けのInternational Loungeとして活用します。

出展者・来場者双方に満足いただける空間を創出し、より快適で国際性の高い見本市を目指します。

※東新展示棟への出展者も、JIMTOF2016出展規程および出展契約条項に準ずるものとします。

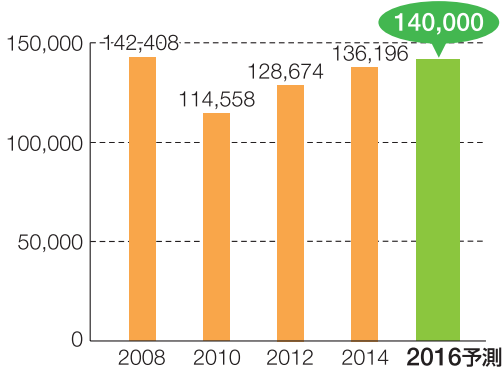


# JIMTOF 出展のメリット

## 01 製造業関係者を中心とした圧倒的な集客力

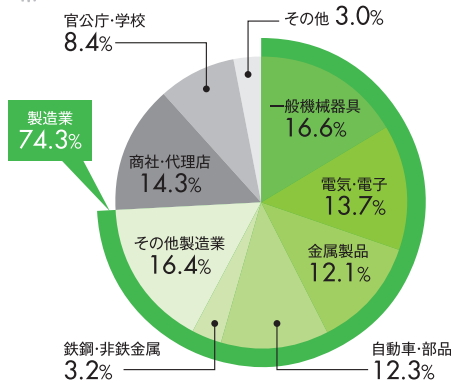
近年、JIMTOFへの来場者数は増加の一途をたどっており、JIMTOF2014では13万人を超える来場者数をお迎えしております。また、全来場者の7割以上を製造業関係者が占めています。

JIMTOF来場者推移

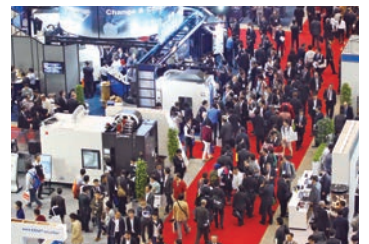
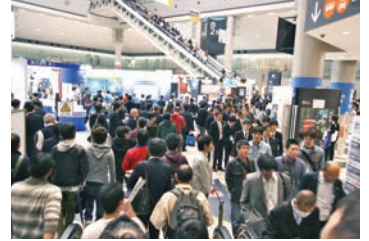


15万人に迫る来場者数

来場者の業種



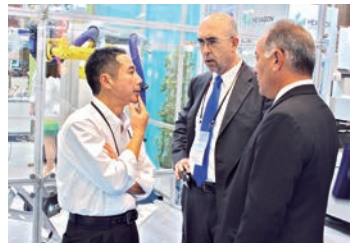
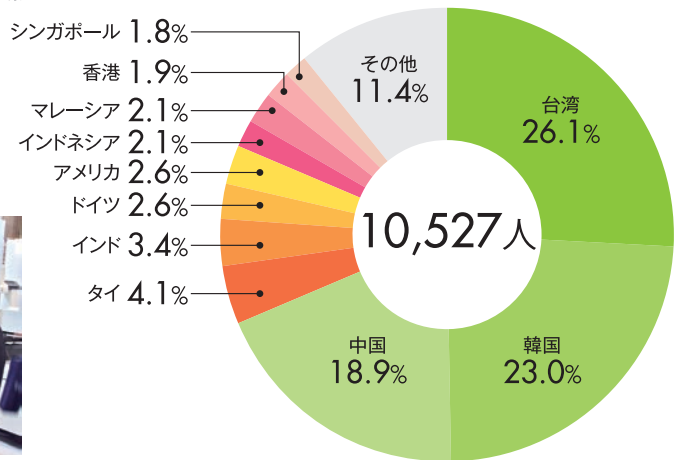
7割以上が製造業関係者



## 02 海外からも注目、グローバル展開のチャンス

高品質・高性能の製品・サービスを求めて、世界各国からバイヤーが集まります。JIMTOF2014では事前来場登録制を採用してから初めて、海外来場者が1万人を突破しました。また、世界79カ国・地域からご来場いただきました。

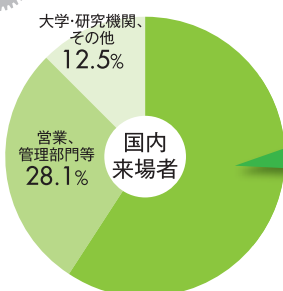
JIMTOF2014海外来場者数内訳



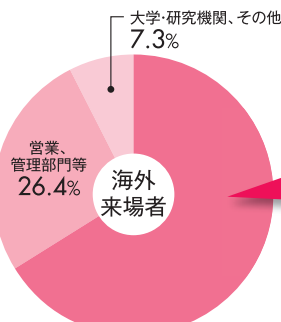
## 03 製品購入関与層が多数来場、豊富な商談機会

JIMTOFには製品購入権限のある役員・購買責任者や、実際に製品を取り扱い、購入に関与する技術部門から多数来場します。直接、製品・技術をアピールし、商談に結び付けるチャンスです。

来場者の職種



購入関与層  
(役員、購買責任者、  
技術部門関係者)  
59.4%



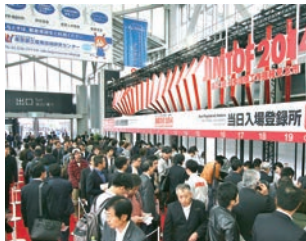
購入関与層  
(役員、購買責任者、  
技術部門関係者)  
66.3%



# 出展効果を高めるサービス&ツール

## 01 来場者データ収集の簡素化

JIMTOFでは、『来場者登録システム』を導入しています。ブースへの来場者数の把握や効率的な顧客管理を行うことが可能です。収集した来場者データは、開催後のフォローアップに非常に役立ちます。



## 02 出展者ワークショップ

出展者が、それぞれの分野における最先端の技術・ソリューションを紹介できるワークショップをご用意しています。事前告知用のリーフレット、公式Webサイト、公式ガイドブック、会場マップなどに掲載され、広告効果も期待できます。



## 03 公式Webサイトでの情報配信

開催約1カ月前より出展企業・製品情報とブース位置を掲載します。また、出展者独自の最新ニュースリリースを配信できます。プレスやバイヤーに対し、事前に出展者情報を提供することで、ブースへの集客や商談効果を高めます。



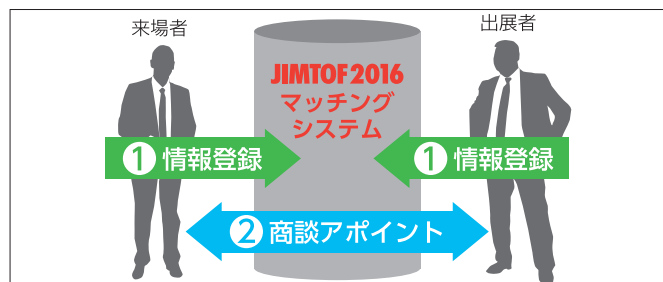
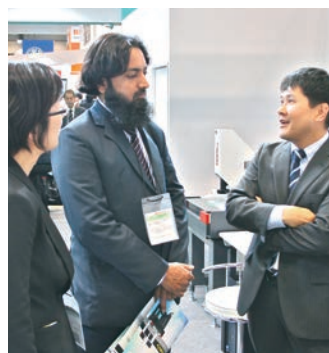
## 04 出展者用広告

JIMTOFの出展者だけがご利用いただける広告媒体をご用意いたします。会場内外の看板への掲出や、公式ガイドブック、公式Webサイトへのバナー掲出など様々な広告媒体をご利用いただけます。



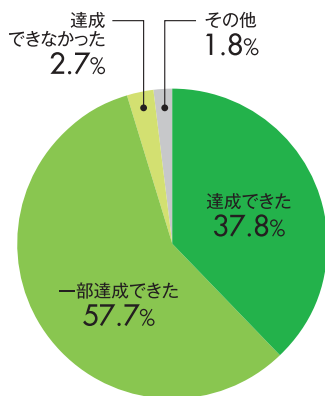
## 05 マッチングシステム

マッチングシステムに製品情報を登録すると、開催前より来場者へ直接アポイントを申込みことができます。JIMTOF2014では、出展者⇔来場者双方のアポイント申込みが可能となり、多くの方に参加いただきました。JIMTOF2016でも同様のシステムを導入し、より便利で効率の良い商談機会を提供します。

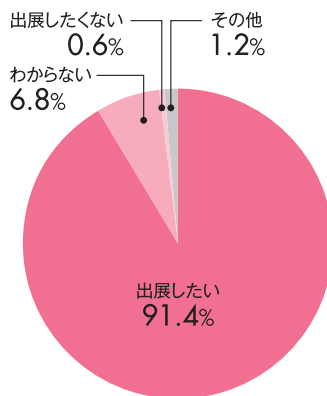


# JIMTOF 2014 出展者の声

### 出展目的を達成できた



### 次回のJIMTOFに出展したい



JIMTOFに向けて毎回技術や最先端の機械を準備している。多くの方に見ていただける大変貴重な展示会。  
(国内出展者)

新商品、新しい技術を世間一般に知っていただく非常にいい機会。特にJIMTOFは日本で最大の展示会なので、日本、あるいは世界へ向けて新しい技術を発信できる。  
(国内出展者)

日本の工作機械メーカーや国際的な工作機械メーカーの製品や技術を見ることが可能。JIMTOFは、未来を垣間見る工作機械業界の指標になるのではと思っている。  
(海外出展者)

ここでほぼ全ての日本のバイヤーにお目にかかることができる。非常に重要な接点の場。  
(海外出展者)



## 併催プログラム

### 講演会・セミナー

最先端の技術動向をテーマとした「IMEC(国際工作機械技術者会議)」のほかに、各界のオーソリティやパイオニアを講師に迎え、モノづくりの最新情報を発信します。

【前回実績】 The 16th IMECのほか、自動車製造、医療、炭素繊維複合材料、宇宙産業などに関する講演会・セミナーを実施しました。



### 主催者企画展示

「モノづくり」の現場で活躍する熟練技能者による実演や企画展示を通し、「モノづくり」の魅力を紹介いたします。

【前回実績】 世界最高峰に挑み続ける“こだわりのものづくり”BBS鍛造ホールと、世界に誇るニッポンのものづくり「きさげ」に関する展示、トークショーを実施しました。



### 学生向け企画

学生にモノづくりの世界に興味を持っていただき、将来の進路選択の参考になる情報提供を行います。

【前回実績】 工作機械トップセミナー～ようこそ夢のある工作機械の世界へ～、モノづくり業界・紹介セミナーを実施しました。



## 来場者誘致のためのプロモーション活動

### 01 広告展開・パブリシティ活動

- ① 全国紙および業界関連紙誌上、また各種インターネット媒体に、JIMTOF2016の開催告知を掲載いたします。
- ② 海外の有力な工作機械専門媒体に対して、JIMTOFの開催前の紹介記事掲載やJIMTOF会場内での取材活動を働きかけます。

【前回実績媒体国・地域】

中国、チェコ、ドイツ、インド、ポーランド、南アフリカ共和国、韓国、台湾、タイ、アメリカ

### 04 国内外関連展示会におけるPR活動

国内外の関連展示会にて、出展募集や来場誘致活動を実施します。特に海外の展示会ではPR用の出展ブースの設置や、記者発表会を開催し現地の関係者への周知を図ります。

【前回実績(海外)】

CIMT(中国)、EASTPO(中国)、EMO Hannover(ドイツ)、IMTS(アメリカ)、METALEX(タイ)、METALLOOBRABOTKA(ロシア)、SIMTOS(韓国)、TIMTOS(台湾)他

### 02 公式Webサイトによる情報発信

JIMTOF公式Webサイト上で、展示や講演会・セミナー、各種イベントを紹介します。また、出展者は製品情報や最新情報を掲載することで、効果的にPRすることができます。

### 03 メールマガジンにて情報発信

JIMTOF2014/2016の来場登録者に対してメールマガジンを配信し、開催までの期間、継続的に興味喚起を行います。

### 05 国内来場誘致協力要請

国内各地の工業会や行政機関、関係団体などへ直接お伺いして協力依頼を行うなど、組織的な来場誘致活動を実施します。

【前回実績】

26都道府県、316団体に協力依頼

## JIMTOF2014 開催実績データ

● 来場者数	.....	136,196名(海外来場者 10,527人)※重複なし
● 出展者数	.....	865社(海外出展者:254社)※共同出展者、内部出展者を含む
● 出展規模	.....	5,083小間(45,747㎡)
● 講演・セミナー	.....	33セッション
● 出展者ワークショップ	.....	35セッション
● 参加海外工業会数	.....	15団体
● IMECポスターセッション参加大学・研究所	.....	38団体/65テーマ
● カタログ出展	.....	33社

### 《国内外メディア掲載記事数》

● 国内メディア 878 海外メディア 123 計 1,001





## 開催概要

名称: JIMTOF2016 第28回日本国際工作機械見本市

開催趣旨: 工作機械およびその関連機器等の内外商取引の促進  
ならびに国際間の技術の交流をはかり、もって産業  
の発展と貿易の振興に寄与することを目的とする。

会期: 2016年11月17日(木)~11月22日(火)  
6日間

開場時間: 9:00~17:00

会場: 東京ビッグサイト(東京国際展示場)全館

主催: 一般社団法人 日本工作機械工業会 /  
株式会社 東京ビッグサイト

後援(予定): 外務省 / 経済産業省 / NHK

協賛: 日本工作機械輸入協会 / 一般社団法人 日本鍛圧機械工業会 /  
日本精密機械工業会 / 日本機械工具工業会 /  
一般社団法人 日本工作機器工業会 /  
日本精密測定機器工業会 / 研削砥石工業会 /  
ダイヤモンド工業協会 / 日本光学測定機工業会 /  
一般社団法人 日本フルードパワー工業会 /  
日本試験機工業会 / 一般社団法人 日本歯車工業会

出展規模: 約49,500㎡、約5,500小間予定

展示場面積: 約99,000㎡

出展物: 下記の新品製品とします。\*p.13「出展品目録参考表」参照  
工作機械 / 鍛圧機械 / 工作機器 / 特殊鋼工具 /  
超硬工具 / ダイヤモンド・CBN工具 / 研削砥石 /  
歯車・歯車装置 / 油圧・空気圧・水圧機器 /  
精密測定機器 / 光学測定機器 / 試験機器 /  
制御装置および関連ソフトウェア(CAD、CAM等) /  
その他工作機械に関する環境対応機器装置・機器・  
資材・製品・技術及び情報

出展資格者: 前記出展物に関連する設計、製造または販売業を  
営む法人および団体ならびにこれに準ずる機関と  
します。商社や代理店は、出展予定製品の製造業者  
の書面による同意書または委任状が必要となります。  
出展者は、見本市開催期間中製品を展示し、人  
員を常駐させる義務があります。

出展申込単位: 1小間(3m×3m=9㎡)を基本単位とします。

入場方法: 出展者を含む完全登録を実施します。

会場構成: 原則として、上記出展物による類別展示を実施し  
ます。



## 出展規程

### 1. 料金

種別	基本単位	小間料金	消費税(8%)(※)	合計
主催者会員	1小間(3m×3m)	¥270,000	¥21,600	¥291,600
協賛団体会員 海外工業会会員		¥300,000	¥24,000	¥324,000
海外・国内一般		¥360,000	¥28,800	¥388,800

※消費税法に基づき、消費税率は8%になります。出展料金の支払い日に関わらず、JIMTOF搬出最終日(2016年11月25日(金))の消費税率が適用されます。消費税法により、消費税率が変更となる場合は、消費税額も変更いたします。

1-1 「海外工業会」とは、直近3回(※)のJIMTOFにおいて国際インフォメーションセンターに参加実績のある海外工業会をさし、海外工業会会員とは、その会員で、海外工業会を經由して主催者に展覧を申し込んだ者となります。また主催者が認める在日外国政府機関およびそれに準ずる公的機関についても同等の扱いとします。

※直近3回の参加実績に関するお問い合わせ先: 一般社団法人日本工作機械工業会(P.7ページ参照)

1-2 1ヶ所で20小間を超える申込の場合、20小間を超える部分を対象に、出展料金の10%を割引きます。

例) 協賛団体会員出展者 30小間出展の場合

1-20小間: 20小間×¥300,000=6,000,000

21-30小間: 10小間×¥270,000=2,700,000

消費税等 ¥696,000 出展料金合計: ¥9,396,000

### 1-3 小間の形態・設備

原則スペースのみのお引渡しです。小間仕切りパネルを希望される出展者には、無料にて主催者が指定する規格の小間仕切りパネルを用意します(通路面には設置しません)。ただしパネルを設置する場合は、パネルの厚さ分だけスペースが狭くなります。 ※簡易な装飾を含むパッケージ小間については別途「出展者マニュアル」にてご案内します。

1-4 出展料金には、下記のものを含まず。

- (1) 会期および搬入期間中の出展スペース使用
- (2) 会期および搬入期間中有効の出展者証(ただし、出展小間数に応じて含まれる出展者証の数は異なります。)
- (3) 招待券(出展小間数に応じた規定枚数)
- (4) 公式ガイドブックへの掲載\*1
- (5) 公式Webサイトへの掲載\*1

\*1 共同出展者・内部出展者の掲載については別途費用が発生します。(共同出展者・内部出展者の定義については2-3-(3)をご参照ください。)

1-5 各種負担金、有料サービスの事後請求について

出展に伴い、下記のお申し込みがある場合、別途料金が発生いたします。  
 利用料金については、見本市終了後に請求いたします。

- (1) 電気、給排水、圧縮空気、通信回線、床工事
- (2) 招待券料金(規定枚数を超える場合)
- (3) 商談室・会議室の利用
- (4) 各種印刷物への広告掲載
- (5) 共同出展者・内部出展者情報の公式ガイドブック並びに公式webサイトへの掲載
- (6) その他主催者が提供する有料サービス

\*詳細に関しては、別途「出展者マニュアル」にてお知らせします。

2. 申込・契約

2-1 出展申込期間

種別	出展申込期間(締切日消印有効)
主催者・協賛団体会員／海外工業会会員	2015年10月1日(木)～10月31日(土)
国内・海外一般	2015年11月1日(日)～11月30日(月)

\*上記の期間以外は受付いたしかねます。予めご了承ください。

\*出展についてはその出展物の類別を勘案し、主催者にて決定いたします。(先着順の受付ではありません)  
 申込み状況によっては、お申込を受けられない場合もございますのであらかじめご了承ください。

2-2 出展申込後のスケジュール(※状況により変わることがあります。)



## 2-3 出展申込方法

- (1) 所定の申込書に必要事項を記入し、下記の申込先に出展申込期間中にご郵送下さい。(締切日消印有効)  
出展申込をする場合は、出展物の概要がわかる資料(類別が判別できるもの)を添付して下さい。(p. 13「出展品目類別参考表」参照)。本見本市に初めて出展される方は、会社案内も添付して下さい。
- (2) 主催・協賛団体会員の場合は、出展申込書は所属団体にご提出ください。詳しくは各団体にお尋ねください。
- (3) 複数の企業が同一小間の出展申込をする場合、代表出展者1社が申込をはじめとする手続きや各種料金の支払いなどを一括して行うこととします。  
代表出展者以外の出展者のうち、
  - 出展ブースに自社の従業員と自社の製品やサービスを提供しているものを共同出展者
  - 出展ブースに従業員は提供せず、製品やサービスのみを提供しているものを内部出展者
 とします。共同出展者・内部出展者については、出展物・社名・住所TEL・FAXを共同出展者届・内部出展者届として通知してください(様式自由・和文または英文)。なお、商社や販売代理店については次項で記載する同意書または委任状にて同等の内容が確認できる場合、本届の代替とすることが可能です。(代表出展者、共同出展者と内部出展者では、出展にあたり主催者提供サービス等(ガイドブック掲載料等)の条件が異なります。詳細につきましては「出展者マニュアル」にてお知らせいたします。)
- (4) 商社や販売代理店が製造業者に代わって出展申込等を行う場合、出展予定製品の製造業者の書面による同意書または委任状を申込時に添付して下さい。様式については任意で構いません。なお海外の製造業者に代わって出展申込等を行う場合、同意書・委任状は和文または英文とします。
- (5) 申込書の代表者は本見本市の出展契約の成立について代表権のある者とします。また、申込書は契約書を兼ねていませんので、代表者の署名捺印(認印不可)のない申込書は受付けません。
- (6) 提出した申込書の記載事項に変更が発生した場合は、速やかに(株)東京ビッグサイトJIMTOF事務局(以下、「事務局」という。)に書面で通知し承諾を得て下さい。

### 〈主催・協賛団体会員申込先〉

各団体により申込先・支払方法等が異なりますので、別途各所属団体へご確認ください。

### 各団体連絡先 (2015年7月31日現在)

団体名	TEL	FAX	E-mail	Webサイト
一般社団法人日本工作機械工業会	03-3434-3961	03-3434-3763	imd2k11@jmtba.or.jp	http://www.jmtba.or.jp
日本工作機械輸入協会	03-3501-5030	03-3501-5040	info@jmtia.gr.jp	http://www.jmtia.gr.jp
一般社団法人日本鍛圧機械工業会	03-3432-4579	03-3432-4804	info@j-fma.or.jp	http://www.j-fma.or.jp/
日本精密機械工業会	03-3431-5054	03-3434-6955	info@japma.jp	http://www.japma.jp/
日本機械工具工業会	03-3526-6200	03-3526-6301	info@jta-tool.jp	http://www.jta-tool.jp/
一般社団法人日本工作機器工業会	03-3431-4103	03-3434-2613	info@jmaa.or.jp	http://www.jmaa.or.jp/
日本精密測定機器工業会	03-3434-9557	03-3434-1695	info@jpmia.gr.jp	http://www.jpma.gr.jp
研削砥石工業会	03-3431-5644	03-3431-5645	kanri@jgw-asn.com	http://www.jgw-asn.com
ダイヤモンド工業協会	03-3580-0849	03-3580-0840	idajapan@alles.or.jp	http://www.alles.or.jp/~idajapan/
日本光学測定機工業会	03-3435-8083	03-3435-8083	info@j-oma.jp	http://www.j-oma.jp
一般社団法人日本フルードパワー工業会	03-3433-5391	03-3434-3354	info@jfpa.biz	http://www.jfpa.biz
日本試験機工業会	03-5289-7885	03-5289-7889	jtm@jtma.jp	http://www.jtma.jp
一般社団法人日本歯車工業会	03-3431-1871	03-3431-1872	info@jgma.org	http://www.jgma.org/

### 〈海外工業会会員および国内・海外一般申込先〉

株式会社 東京ビッグサイト JIMTOF 事務局

〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1

TEL: 03-5530-1333 FAX: 03-5530-1222 E-mail: jimtof@tokyo-bigsight.co.jp www.jimtof.org



## 2-4 出展申込の受諾、申込小間数の調整

主催者は出展申込の受理後、申込内容を承諾した申込者に対して、2016年1月中旬頃までにその旨を出展申込承諾書にて通知します。なお主催者は、会場収容力を超えた場合や全体の申込状況等を勘案し、前回の出展実績等を踏まえた上で出展小間数を調整すること、または出展申込を受諾できないことがあります。また申込内容等について検討した結果、申込を受諾できない場合があります。この場合、主催者は小間数の調整を必要とする申込者および出展申込の受諾ができない申込者に対して、2016年1月中旬頃までにその旨を書面にて通知します。

主催者が申込者の小間数調整を行う場合、または申込を受諾しない場合において、申込者は主催者及び協賛団体に対して補償等の金銭の請求はできません。

## 2-5 出展手続き

主催者は出展申込承諾書とともに、申込者に対して出展料金の1/2を出展申込金として2016年1月中旬頃までに請求します。申込者は請求書に記載する期日までに、所定の振込先に出展申込金を支払うこととします。また主催者は申込者に対して、出展申込金を差引いた出展料金を2016年4月頃までに請求します。申込者は請求書に記載する期日までに、所定の振込先に支払うこととします。(料金振込手数料は申込者の負担とさせていただきます。)申込者が協賛団体会員の場合には、主催者に代わって協賛団体が出展申込金および出展料金の請求・収納等を行うことがあります。

## 2-6 出展申込の取消・変更

主催者が出展申込を受諾した後、申込者は出展申込の取消・変更をすることはできません。ただし主催者に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではありません。なお申込者が出展申込の取消を行う場合、その理由の如何にかかわらず、主催者・協賛団体のいずれも既納の料金は返還しません。

## 2-7 出展スペース

出展スペース(p.11「JIMTOF2016出展契約条項」第3条参照。)は主催者が小間割当決定後、出展料金残金の請求とともに申込者に通知します。申込者は決定された出展スペースに対して異議・変更の申し出を行うことはできません。また申込者は、出展スペースの全部または一部を第三者に売買・担保・譲渡・貸与または申込者相互間で交換することはできません。ただし、共同・内部出展者に対してはこの限りではありません。(共同・内部出展者については2-3(3)をご参照ください。)

## 2-8 出展契約の成立

主催者が所定の期日までに、申込者による出展料金の完納を確認できた時をもって契約成立とします。これに伴い、申込者は出展者として出展スペースの使用権を取得することとします。期日までに出展料金の振込がない場合は契約不成立とみなし、申込者は出展スペースの使用権を取得しなかったものとします。この場合、理由の如何にかかわらず、主催者・協賛団体のいずれも既納の料金は返還しません。

## 2-9 出展契約の解除・変更

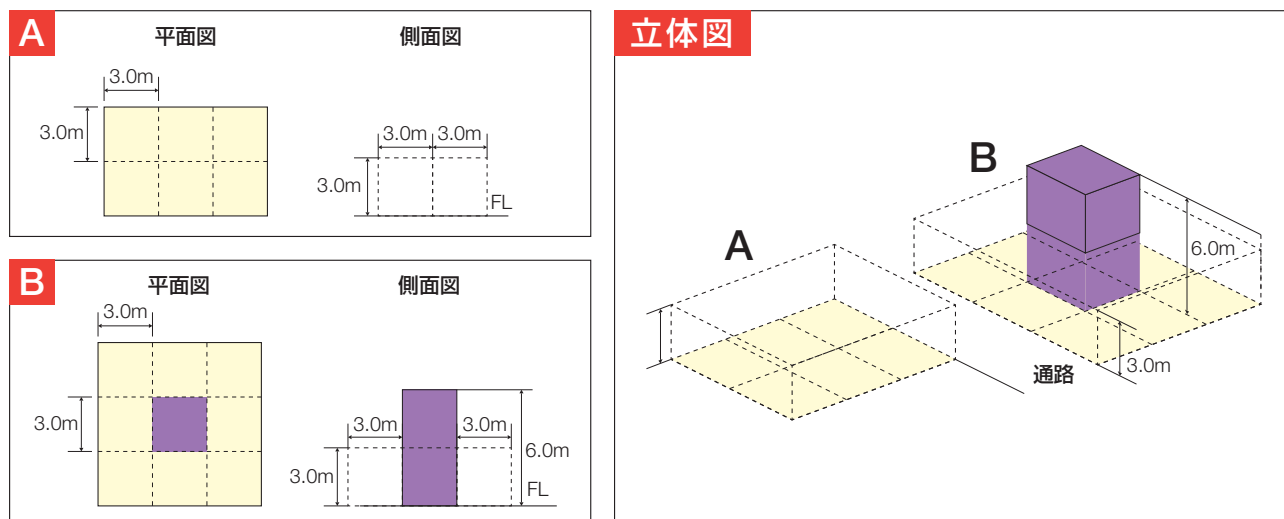
出展契約の成立後、出展者は出展契約を解除・変更をすることはできません。ただし主催者に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではありません。出展者が契約を解除する場合、主催者は既納の出展料金およびその他各種料金を返還しません。また契約変更により既納の料金の減額が生じた場合においても、減額分を返還しません。なお出展者が主催者・協賛団体・海外工業会会員の資格を失った場合は契約内容の変更となり、一般申込者とみなされます。その場合、主催者は出展料金の差額を請求します。2016年11月16日(水)13:00までに出展者が割当出展スペースの使用を開始しない場合、主催者は契約の解除とみなし、出展者は出展スペースの使用権を失います。この場合、主催者は既納の出展料金およびその他各種料金は返還しません。なお主催者・協賛団体は、これによって生じる出展者の損害等については一切の責任を負いません。

### 3. 展示装飾

#### 3-1 高さ制限

照明を含む装飾の高さは3mまでとします。(下図A参照)ただし、通路、隣地、壁面側小間外周面より3m離れた内側の範囲においては、装飾物等の高さは6mまで認めます(下図B参照。ただし、小間内バナーについてはこの限りではありません。「3-4.小間内バナーの設置」をご参照ください)。装飾物等が高さ3mを越える場合、また天井構造を有する場合は、図面を含めた計画を主催者へご提出いただけます。(展示ホールには自動火災感知器等消防設備が設置してあります。小間内に天井等を設置する場合は消防設備の妨げとなる場合があり、煙感知器、散水栓等の設置(有償)が必要となる場合があります。)なお、出展物自体には高さ制限はありませんが、3mを越えるものについては出展申込書にて主催者へご連絡下さい。

装飾物の高さ制限説明図



A：高さ制限 3mまで 複列小間の場合は3mを超える装飾はできません。(薄いパネルや看板も不可)  
B：高さ制限 6mまで装飾可能

#### 3-2 照明設置のための高さ制限の緩和

15小間以上の出展者で次の条件を満たす場合に限り、通路際からセットバックなし、隣接小間から1mのセットバックで、高さ6mまでの照明器具を設置できることとします。

- (1) 展示物の特性上、来場者が見学する上で、高さ3mまでの照明では十分な光を照射できない場合(大型機を通路際に展示する場合等)
- (2) 会場壁面に隣接する小間で、当該照明灯が高さ3m以上となっても、他社小間の見通しに影響を及ぼさないと認められる場合
- (3) 事前に設置計画書を主催者に提出し、許可を得た出展者であること
- (4) 設置可能な照明
  - ① 展示物に照射する照明及びその支持構造物であり、装飾的要素がないこと
  - ② 支持構造物の上部に照明を設置する形状であること
  - ③ 支持構造物は照明の設置に必要なものに限ること
  - ④ 照明及び支持構造物には出展者名やロゴ等の特定の企業を連想させる要素がないこと
  - ⑤ 外観は白・黒・シルバー等シンプルな単色とし、際立って目立つものでないこと

#### 3-3 2階建て構造(※3階建て以上の構造は不可)

2階部分の床面積に対する小間料金は、JIMTOF 2016においては、無料とします。2階建て構造物の設置は、契約出展小間数が1ヶ所の出展につき、15小間以上の出展者のみ設置可能とします。2階部分についてはその使用を商談目的の利用に限ることとします。その他、設置条件の詳細については「出展者マニュアル」にてお知らせいたします。

#### 3-4 小間内バナーの設置

21小間以上の出展者で小間内バナーの設置を希望する場合は、安全性確保のため主催者が、別に定める料金で小間内バナーの作製および吊り下げ作業を一括して行います。

### 3-5 装飾資材について

日本の消防法で定めた防災性能を有した装飾資材のみ使用が可能です。なお、海外で認定を受けた資材に関しては、認定証明書のコピー、証明書の和訳文および製品のサンプルを主催者へご提出いただきます。主催者より所轄消防署へ上記書類を提出し、認可を受けたもののみ使用が可能です。

※上記3-1～5に関する事項を含めて、展示装飾に関するその他詳細規程及び申込に関しては、「出展者マニュアル」をご参照ください。

## 4. 火気・危険物の取扱い

展示会場内は東京都火災予防条例により、裸火の使用、危険物の持込が禁止されております。これを解除する場合は、所轄消防署長への届出・承認が必要です。また持込量は、危険物の小間内配置レイアウトや隣接小間の状況などにより制限があります。指定数量を超える内蔵油を使用する機械の実演はできません。指定数量を超える場合は主催者から使用量等の調整をお願いすることがあります。裸火とは、炎・火花を発生させるものや器具の発熱部(灼熱して見えるもの)が露出しているものなどです。また危険物とは、消防法別表第4類に掲げる危険物(特殊引火物、第1～4石油類、動植物油)、火薬、可燃性ガスなどです。(右記別表参照)これらの取扱いを予定される出展者は、申込書の記入欄にてお知らせ下さい。また事前にこれらの取扱いに関する資料をご希望の方、ご質問のある方は主催者までお問い合わせ下さい。

消防法別表第4類 (1区画あたり)

品名	性質	指定数量(リットル)
特殊引火物		50
第一石油類	非水溶性液体	200
	水溶性液体	400
アルコール類		400
第二石油類	非水溶性液体	1,000
	水溶性液体	2,000
第三石油類	非水溶性液体	2,000
	水溶性液体	4,000
第四石油類		6,000
動植物油類		10,000

## 5. その他

### 5-1 出展物の即売の禁止

出展物を即売することは禁止します。ただし、書籍類については例外といたします。

### 5-2 開催の中止

主催者は天災その他不可抗力等主催者の責めに帰しえない原因により、開催を中止することがあります。ただし主催者は、中止によって生じる出展者の損害もしくは費用の増加等については一切の責任を負いません。

### 5-3 会期、開場時間および会場規模変更

主催者は天災その他不可抗力等主催者の責めに帰しえない原因により、会期、開場時間および会場規模を変更することがあります。出展者はこの変更を理由として出展申込の取消・変更または契約の解除・変更はできません。また主催者は、変更によって生じる出展者の損害もしくは費用の増加等については一切の責任を負いません。

### 5-4 出展物等の管理および保全

主催者は出展物をはじめとする会場全般の管理、および保全について最善の注意を払います。しかし主催者は天災その他不可抗力等主催者の責めに帰しえない原因により、出展者に所属する出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等については一切の責任を負いません。

### 5-5 損害賠償

出展者は会場の設備または建造物もしくは人身等に対し、自己またはその代理人等の不注意その他によって生じた損害等について一切の責任を負わなければなりません。

### 5-6 支払の責務

出展者は主催者が請求する出展料ならびに諸経費の支払いにつき、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。

### 5-7 保税展示場

主催者は出展物の保税展示のため、会場を保税展示場として申請します。保税展示を希望する出展者は申込書の記入欄にてお知らせ下さい。

### 5-8 規程の遵守

出展者は主催者が定める本出展規程、「出展契約条項」、「出展者マニュアル」、およびその他の規程を遵守しなければなりません。出展者がこれら規程を遵守しない場合、主催者は出展申込の取消もしくは出展契約の解除をすることができます。なおこの場合、主催者はこれによって生じる出展者の損害等については一切の責任を負いません。

### 5-9 裁判管轄の合意

主催者または出展者が本件から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。この場合、すべての規程の解釈に当たっては日本語規程および日本の法規に従うものとします。



# JIMTOF2016(第28回 日本国際工作機械見本市) 出展契約条項

株式会社東京ビッグサイト(以下、「甲」という。)とJIMTOF2016(第28回日本国際工作機械見本市)(以下、「JIMTOF2016」という。)出展申込者(以下、「乙」という。)は、平成28年(2016年)11月17日(木)から11月22日(火)まで開催する本見本市出展にあたり、本出展契約条項を遵守し、契約を締結する。

## ■ 出展申込および契約申込

- 第1条 乙は甲に対して所定の出展申込書を提出し、甲がこれを受領した時をもって出展申込および契約申込が行われたものとする。
2. 乙がJIMTOF2016の主催・協賛団体(以下、「団体」という。)所属の会員企業の場合には、団体に対して出展申込書を提出し、団体がこれを受領した時をもって出展申込および契約申込が行われたものとする。

## ■ 出展申込金

- 第2条 甲は次条に定める出展規模に基づき出展料金の半額を乙に対し、出展申込金として請求する。また甲は、出展規模分の申込を承諾した旨を出展申込承諾書にて乙に通知する。乙は甲が請求する出展申込金を、請求書に記載する期日までに所定の振込先に支払わなければならない。なお、乙が甲に出展申込の取消を書面にて行い甲がこれを承認した場合、または乙が所定の期日までに出展申込金を入金しない場合は出展申込および契約申込の取消とみなし、出展申込は無効となる。また、出展申込金の入金後の出展申込取消については、理由のいかんにかかわらず、甲は乙に対して既納の出展申込金を返金しない。
2. 乙が団体の会員企業である場合、団体が出展申込金の請求および収納を行う時は、乙の団体に対する出展申込金の支払をもって、甲への出展申込金の支払とみなす。(以下、出展申込金の支払・受領につき、本契約条項において同じ。)

## ■ 出展規模および出展場所

第3条 出展規模は、乙が所定の出展申込書に記載する希望小間数に基づいて甲が調整し、出展申込承諾書にて乙に通知する規模とする。また、出展場所については甲が行う小間割当によって決定する。小間割当決定後、甲は乙に対して出展場所を通知する。この出展場所について、乙は甲に対して異議・変更の申し出を行うことは出来ない。(以下、この出展規模と出展場所とを「出展スペース」という。)

## ■ 出展料金

- 第4条 甲は出展申込金を差引いた出展料金を乙に対して請求する。乙はこの出展料金を請求書に記載する期日までに所定の振込先に支払わなければならない。
2. 乙が団体の会員企業である場合、団体が出展料金の請求および収納を行う時は、乙の団体に対する出展料金の支払をもって、甲への出展料金の支払とみなす。(以下、出展料金の支払・受領につき、本契約条項において同じ。)

## ■ 契約の成立および出展スペースの使用権

第5条 甲が所定の期日までに前条に定める乙からの出展料金の完納を確認できた時をもって契約成立とし、乙は出展者として出展スペースの使用権を取得する。なお、出展料金入金後に乙が出展申込取消を書面にて行い甲がこれを承認した場合、または乙が所定の期日までに出展料金を入金しない場合は契約不成立とみなし、乙は出展スペースの使用権を取得しなかったものとする。また、この場合理由のいかんにかかわらず、甲は乙に対して既納の料金を返金しない。

## ■ 出展スペースの使用期間

第6条 乙の出展スペース使用期間は、2016年11月17日(木)から2016年11月22日(火)の会期中および会期前後の期間のうち、甲が別途乙に対して通知する搬入開始日から搬出終了までの期間とする。なお、期間満了前であっても乙が第16条に定める原状回復をしたものと甲がみなした場合、乙はその使用権を失う。

## ■ 出展スペースの譲渡等の禁止

第7条 乙は出展スペースの全部または一部を、有償・無償を問わず、第三者に対して担保に供し、譲渡し、もしくは貸与し、または出展者相互間で交換することはできない。ただし、事前に甲に書面で届け出てその承諾を得た共同出展者または内部出展者に対して出展スペースの一部を使用させまたは貸与する場合は、この限りではない。

## ■ 出展契約の解除・変更

- 第8条 乙は出展契約を解除・変更することはできない。ただし甲に書面にてその旨を通知し、その承諾を得た場合はこの限りではない。乙が契約を解除する場合、甲は乙に既納の出展料金およびその他各種料金を返還しない。また、契約変更により既納の料金の減額が生じた場合においても、甲は乙に減額分を返還しない。なお、乙が団体の会員企業の資格を失った場合は契約内容の変更となり、乙は一般申込者とみなされる。その場合、甲は乙に出展料金の差額を請求し、乙はこれを支払うものとする。
2. 乙が次の各号のいずれかに該当する場合、甲は何等の催告なく出展契約を解除・変更することができる。この場合、甲は乙に既納の料金を返還しない。また、これにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。会期中、出展契約が解除された場合、乙は一切の出展行為を即時中止し、甲の指示に従い第16条に定める原状回復をしなければならない。
- (1) JIMTOF2016の開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
  - (2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められる場合
  - (3) 他の出展者に不都合が生じる恐れがあるものと認められる場合
  - (4) 会場となる建物またはその設備に損害を与える恐れがあるものと認められる場合
  - (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ等(総称して「反社会的勢力」という。)と判明した場合やJIMTOF2016にふさわしくないと甲が判断した場合
  - (6) 出展申込書に虚偽の記載をしていた場合
  - (7) 出展申込書の記載事項に変更が発生し、甲の承諾を得られない場合
  - (8) 本出展契約条項、および甲が別途定める「出展規程」、「出展者マニュアル」その他の規程に反した場合、または甲の指示に従わない場合
  - (9) 共同出展者または内部出展者が前各号のいずれかに該当する場合
  - (10) 所定の期日までに所定の料金を振込まない場合
  - (11) その他JIMTOF2016の管理、運営上支障があるものと認められる場合

## ■ 見本市開催の変更および中止

- 第9条 天災その他不可抗力等甲の責めに帰しえない原因によって、甲は会期、開場時間および会場規模を変更または開催を中止することができる。
2. 前項により会期、開場時間および会場規模を変更する場合、甲は何等の催告なく出展契約を変更することができる。乙はこの変更を理由として出展契約を解除・変更することはできない。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。
3. 第1項により開催を中止する場合、甲は何等の催告なく出展契約を解除することができる。甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。

## ■ 主催者の管理と免責

- 第10条 会期および搬入出期間中、甲は出展物をはじめとする会場全般の管理および保全について最善の注意を払い、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。なお、この実施に当たり、乙に対し搬入出・展示および実演等の中止・制限その他必要な措置を求めることができる。この場合、乙は必要な措置を即時取らなければならない。
- 乙が前項の措置を即時取らない場合、甲は自らの判断により必要な措置をとることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。なお、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。
  - 甲は、天災その他不可抗力等甲の責めに帰し得ない原因によって乙の出展物・装飾物等に生じる損害または盗難等についての責任を一切負わない。

## ■ 出展者の管理

- 第11条 会期および搬入出期間中、乙は自らの責任と費用で出展物・装飾物等を管理し、搬入出・展示および実演等に際し、本出展契約条項および甲が別途定める「出展規程」、「出展者マニュアル」その他の規程に基づき、本見本市の円滑な運営に努めなければならない。
- 乙は自らまたはその代理人の不注意等によって甲または第三者に生じる損害等についての責任を一切負わなければならない。
  - 内部出展者については、前2項を準用する。
  - 乙は、前項によって準用される本条第2項または前項の規定による内部出展者の責任について、内部出展者と連帯してその責任を負わなければならない。

## ■ 出展物

- 第12条 乙は、甲が別途定める出展案内中の「開催概要」にある出展物を出展対象として指定し、かつ事前に甲の承認を受けた物のみを展示することができる。
- 乙が前項に違反する物を出展した場合、甲は乙に対し即時撤去を求めることができる。この場合、乙は当該出展物を即時撤去しなければならない。
  - 乙が前項の即時撤去を行わない場合、甲は自らの判断により当該出展物の撤去の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙は甲に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等はできない。また、甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。

## ■ 設備使用等に伴う支払義務

- 第13条 乙は甲が提供する設備またはサービス(以下、これらを「附帯設備等」という。)を必要とする場合、甲が別途定める「出展者マニュアル」に定める手続きを取り、所定の料金を所定の期日までに支払わなければならない。
- 共同出展者または内部出展者が附帯設備等を必要とする場合、乙がこれに関する一切の手続きと支払いを行わなければならない。

## ■ 装飾施工

- 第14条 装飾施工は、乙が自らの責任と費用において出展スペース内で行わなければならない。
- 乙は、装飾施工については甲が別途定める「出展者マニュアル」に記載する事項を遵守しなければならない。
  - 乙が前項に違反する装飾施工をした場合、甲は即時改修を求めることができる。この場合、乙は当該装飾物を即時改修しなければならない。
  - 乙が前項の即時改修を行わない場合、甲は自らの判断により当該装飾物の改修の他しかるべき措置を取ることができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。甲はこれにより乙に生じる損害等についての責任を一切負わない。

## ■ 立ち入り点検

- 第15条 甲またはその代理人は会場における保全・防火・防犯その他管理運営上必要がある場合、あらかじめ乙に通知したうえで出展スペース内に立ち入り、これを点検し適宜の措置を取ることができる。ただし、緊急等により甲があらかじめ乙に通知することができない場合、事後の報告をもって足りることとする。
- 前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

## ■ 原状回復

- 第16条 出展スペースの使用期間が満了するまでに、乙は自らの費用で出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件を撤去のうえ、出展スペースを原状に回復して甲に返還(以下、これらを「原状回復」という。)しなければならない。
- 乙が前項の原状回復をしなかった場合、甲は出展スペース内の出展物・装飾物その他一切の物件の所有権を乙が放棄したものとみなして、これを任意に処分することができる。また、これに要する費用を乙に請求することができる。乙は甲に対してこれについて一切の請求・異議の申し立て等はできない。
  - 乙は、出展スペースの原状回復にあたって、甲に対して出展物・装飾物その他の物件の買取り、移転料その他の請求は一切できない。

## ■ 禁止事項

- 第17条 乙は次の行為をすることはできない。
- 出展物を即売すること。(工作機械に関連する書籍類他甲が認めるものは除く。)
  - 会場の建物および敷地内において、乙が出展スペース以外で出展物の展示もしくは装飾施工またはカタログの配布等の宣伝行為をすること。ただし、甲が事前に承諾した場合、この限りではない。
  - 他の出展者、来場者および甲に迷惑となる行為を行うこと。
  - 出展スペースを含む会場の建物、設備または敷地に損害を及ぼす様な行為を行うこと。
  - 本出展契約条項、および甲が別途定める「出展規程」、「出展者マニュアル」その他の規程において禁止された行為を行うこと。

## ■ 規程の遵守

- 第18条 乙は本出展契約条項、甲が別途定める「出展規程」、「出展者マニュアル」その他の規程等を遵守しなければならない。また、甲はやむを得ない事情により諸規程を変更することができる。乙はあらかじめこれに同意し、変更後の新規程等を遵守しなければならない。

## ■ 管轄裁判所

- 第19条 甲および乙が本出展契約から生ずる紛争について訴訟を行う場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。この場合、規程の解釈に当たってはすべて日本語の規程および日本の法規に従うものとする。

## ■ 主催・協賛団体の地位

- 第20条 本契約条項に定める出展および契約申込(第1条第2項)、出展申込金および出展料金の支払および受領(第2条第2項および第4条第2項)のほか、甲がJIMTOF2016の開催に関して団体に委託した事項につき団体が乙に対して行った行為は甲の行為とみなし、それに関し乙が団体に対して行った行為は甲に対して行った行為とみなす。

## ■ その他

- 第21条 本出展契約条項に定めのない事項については、甲が別途定める「出展者マニュアル」等の規程によるものとする。その他の定めのない事項または疑義を生じた事項については、甲の決定するところによるものとし、これを乙に通知する。



# 出展品目類別参考表

<b>1. 工作機械</b>	73 専用工作機械(マルチステーション)	147 直線および切断機	216 ギヤークッタ、ブローチ
<b>(1) 旋盤</b>	74 自動組立機	148 巻線機	217 タップ、ダイス
1 普通旋盤・工具旋盤・ロール旋盤	<b>(11) 特殊加工機</b>	149 その他	218 バイト
2 タレット旋盤	75 形彫り放電加工機	<b>(7) プレス・鍛造機用付属機器および工具</b>	219 その他の切削工具
3 自動旋盤(単軸)	76 ワイヤ放電加工機	150 送り装置	<b>(3) 超硬工具</b>
4 自動旋盤(多軸)	77 NC形彫り放電加工機	151 安全装置	220 超硬工具(バイト)
5 ねじ切り旋盤	78 NCワイヤ放電加工機	152 金型	221 超硬工具(ドリル、リーマ)
6 卓上旋盤	79 電解加工機	153 ダイセット	222 超硬工具(フライス、エンドミル)
7 立て旋盤	80 超音波加工機	154 Q.D.C. 装置	223 超硬工具(引伸用ダイス)
8 NC旋盤(横軸)	81 レーザ加工機	155 その他	224 超硬工具(型類)
9 NC旋盤(立軸)	82 ウォータージェット加工機	<b>(8) その他の金属加工機</b>	225 超硬工具(その他)
10 その他の旋盤	83 電子ビーム加工機	156 熔接機器	<b>(4) ダイヤモンドおよびCBN工具</b>
<b>(2) ボール盤</b>	84 その他	157 熱処理装置	226 ダイヤモンドドレッサ・ビット
11 直立ボール盤	<b>(12) 超精密加工機</b>	158 洗浄および脱脂装置	227 ダイヤモンドダイス
12 ラジアルボール盤	85 超精密加工機(旋削)	159 その他	228 ダイヤモンドグラインディングホイール
13 多軸ボール盤	86 超精密加工機(その他)	<b>3. 工作機器</b>	229 ダイヤモンドカッティングソーセグメント工具
14 卓上ボール盤	<b>(13) その他の工作機械</b>	<b>(1) 工作物保持具</b>	230 ダイヤモンド切削工具
15 深穴ボール盤	87 金切りのご盛・切断機	160 ハンドチャック	231 その他のダイヤモンド工具
16 NCボール盤	88 組合せ工作機械	161 パワーチャック	232 CBN およびWBN工具
17 その他のボール盤	89 ねじ切り盤・ねじ立て盤	162 コレットチャック	<b>(5) サーマット工具・セラミック工具</b>
<b>(3) 中ぐり盤</b>	90 その他	163 磁力チャック	233 サーマット工具
18 横中ぐり盤	<b>2. 鍛圧機械</b>	164 レースセンタ	234 セラミック工具
19 立て中ぐり盤	<b>(1) 液圧プレス</b>	165 回転センタ	<b>(6) その他の機械工具</b>
20 ジク中ぐり盤	91 深絞りプレス	166 その他	235 電動工具
21 精密中ぐり盤	92 曲げ加工プレス	<b>(2) 工具保持具</b>	236 電気工具
22 NC中ぐり盤	93 精密打抜きプレス	167 ミーリングチャックおよび関連付属品	237 作業工具
23 その他の中ぐり盤	94 コンニングプレス	168 タップホルダ	238 機械刃物
<b>(4) フライス盤</b>	95 矯正プレス	169 ボーリングバー・ボーリングヘッド	239 その他の機械工具
24 ひざ形フライス盤	96 押しプレス	170 スリーブ・ソケット類	<b>6-b. 切削砥石・研磨材(剤)</b>
25 ベッド形フライス盤	97 鍛造プレス	171 アーバ・ホルダ類	240 切削砥石
26 万能フライス盤	98 コールドホッピングプレス	172 ドリルチャック	241 研磨石・紙
27 ならいフライス盤	99 粉末成形プレス	173 旋盤用工具保持具	242 研磨材(剤)
28 工具フライス盤	100 プレスブレーキ	174 その他	243 その他
29 プラノミラー	101 ハイドロフォーミングプレス	<b>(3) 附属品</b>	<b>7. 精密測定機器・光学測定機器・試験機器</b>
30 卓上フライス盤	102 その他	175 割出台	244 ノギス(ハイトゲージ・デプスゲージを含む)
31 NC フライス盤(立軸)	<b>(2) 機械プレス</b>	176 円テーブル・傾斜円テーブル・角テーブル・クロステーブル	245 マイクロメータ
32 NC フライス盤(横軸)	103 パワープレス	177 マシンバイス	246 ダイアルゲージ
33 NC プラノミラー	104 クランクプレス	178 多軸ユニット	247 ブロックゲージ
34 その他のフライス盤	105 クランクレスプレス	179 治具・取付具・金属加工用具	248 ゲージ
<b>(5) 形削り盤・立削り盤・ブローチ盤</b>	106 ナックルジョイントプレス	180 その他	249 空気マイクロメータ
35 平削り盤	107 リンクプレス	<b>(4) 部分品</b>	250 電気マイクロメータ
36 形削り盤	108 ドローイングプレス	181 クラッチ・ブレーキ	251 測長機
37 立て削り盤	109 ダイニングマシン	182 ボールねじ	252 三次元座標測定機器
38 ブローチ盤	110 パンチングプレス	183 直線運動用案内	253 角度測定機器
39 その他	111 プレスブレーキ	184 ベアリング	254 ねじ測定機器
<b>(6) 研削盤</b>	112 トランスファープレス	185 スピンドル	255 歯車測定機器
40 円筒・万能・ロール研削盤	113 マルチスライドプレス	186 軸継手	256 表面あらさ測定機器
41 内面研削盤	114 粉末成形プレス	187 その他	257 真円度、真直度および形状測定機器
42 平面研削盤	115 ノッチングプレス	<b>(5) 附属機器</b>	258 自動精密測定機器
43 心なし研削盤	116 高速自動プレス	188 自動工具交換装置および付属品	259 デジタル・スケール
44 ならい研削盤	117 フリクションプレス	189 ツールプリセッター	260 万能測定顕微鏡
45 工具研削盤	118 その他	190 切屑処理装置	261 工具顕微鏡
46 ねじ研削盤	<b>(3) ベンディングマシン</b>	191 油温制御装置・給油潤滑装置	262 金属顕微鏡
47 薄切り盤	119 ベンディングロール	192 防じん・保護装置	263 投影機
48 NC研削盤(円筒)	120 レベラ	193 切削油・潤滑油・作動油濾過装置	264 回転計
49 NC研削盤(平面)	121 シーミングロール	194 変減速機	265 その他の測定機
50 NC研削盤(その他)	122 組合せロール	195 パレットチェンジャー・パレットマガジン	266 材料試験機
51 その他研削盤	123 その他の成形ロール	196 その他	267 硬さ試験機
<b>(7) 仕上げ機械</b>	124 形状・丸棒・管用ベンディングマシン	<b>4. 油圧・空気圧・水圧機器</b>	268 万能試験機
52 ホーニング盤	125 パイプエキスパンディングロール	197 油圧機器	269 衝撃試験機
53 超仕上げ盤	126 コールドロールフォーミングマシン	198 空気圧機器	270 疲れ試験機
54 ラップ盤	127 フォルディングマシン	199 水圧機器	271 環境試験装置
55 その他の仕上げ盤	128 その他	200 その他応用関連製品	272 震動試験機
<b>(8) 歯切り盤・歯車仕上げ機械</b>	<b>(4) せん断機</b>	<b>5. 歯車・歯車装置</b>	273 つり合い試験機
56 ホブ盤	129 サーキュラーシャー	201 歯車	274 ばね試験機
57 歯車形削り盤	130 ロータリーシャー	202 歯車装置	275 その他の試験機器
58 かさ歯車歯切り盤	131 ニブリングシャー	203 その他	<b>8. 制御装置およびコンピューターシステム</b>
59 歯車研削盤	132 ギャップシャーおよびスクエアシャー	<b>6-a. 特殊鋼工具・超硬工具・ダイヤモンド/CBN工具</b>	276 NC装置
60 歯車シェーピング盤	133 バーおよびアングルカッタ	<b>(1) 工具材料</b>	277 NC支援システム
61 歯車面取り盤	134 ビレットシャー	204 高速度鋼	278 CAD/CAM
62 NC歯切盤・歯車仕上げ機械	135 その他	205 超硬合金	279 関連装置(その他)
63 その他の歯切盤・歯車仕上げ機械	<b>(5) 鍛造機</b>	206 コーティングチップ	280 生産管理システム
<b>(9) マシニングセンタ・ターニングセンタ・ドリリングセンタ</b>	136 空気ハンマ	207 サーマット	281 その他
64 マシニングセンタ(横軸)	137 鍛造プレス	208 セラミックス	<b>9. 出版物・広報・文献および報道</b>
65 マシニングセンタ(立軸)	138 冷間フォーマ	209 ダイヤモンド(天然・焼結)	282 出版物・広報・文献および報道
66 マシニングセンタ(円形)	139 熱間フォーマ	210 CBN, WBN	<b>10. その他工作機械に関連する環境対応機器装置・機器・資材・製品・技術及び情報</b>
67 マシニングセンタ(その他)	140 ヘッド	211 その他の工具材料	283 機械および装置
68 ターニングセンタ	141 アプセッタ	<b>(2) 高速度鋼工具</b>	284 資材および器具
69 ドリリングセンタ	142 鍛造ロール	212 ドリル	285 切削油等の油類
70 その他	143 スウェーディングマシン	213 フライス、リーマ	286 環境対応機器装置
<b>(10) モジュラユニット・専用機・自動組立機</b>	144 その他	214 エンドミル	287 その他
71 モジュラユニット	<b>(6) 線材加工機</b>	215 ミーリングカッタ	
72 専用工作機械(シングルステーション)	145 伸線機		
	146 より線機		





## 会場アクセス 東京ビッグサイト 東京都江東区有明3-11-1



(2015年7月現在)

電車	りんかい線	片道	約	下車徒歩約7分
●	新木場駅(JR、地下鉄)	270円	5分	国際展示場駅
●	大崎駅(JR)	330円	13分	
ゆりかもめ				下車徒歩約3分
●	新橋駅(JR、地下鉄)	380円	22分	国際展示場正門駅
●	豊洲駅(地下鉄)	250円	8分	
バス				
都営バス				
●	東京駅八重洲口(JR、地下鉄)	210円	約40分	
●	東京駅丸の内口(JR、地下鉄)	210円	約40分	
●	門前仲町(地下鉄)	210円	約30分	
京浜急行バス				
●	横浜駅東口	820円	約50分	
●	羽田空港	620円	約25分	
kmフラワーバス				
●	浜松町駅(JR)	210円	約40分	
空港リムジンバス				下車徒歩約3分
●	成田空港	2800円	約60分	有明ワシントンホテル
●	羽田空港	620円	約25分	
水上バス				
●	日の出桟橋 (JR浜松町駅下車、徒歩7分)	410円	約30分	

※ご来場の際は、できるだけ公共交通機関をご利用ください。※料金は切符利用時の金額です。

東京ビッグサイト